

＊北海道公報

発行 北海道
（総務部法制文書課）
電話 011-231-4111
（内線 22-264）
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次

条 例

○北海道外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例（行財政システム改革推進室）	1
○北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例.....（農政課）	1
○北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例.....（道路整備課）	1
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例.....（公園下水道課）	1
○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を 改正する条例.....（警察本部生活安全企画課）	2

条 例

北海道外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成15年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第61号

北海道外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例
北海道外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成10年北海道条例第39号）
の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「委託し」を「行わせ」に、「当該委託」を「当該管理の業務」
に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条の規定
によりなお従前の例によることとされる公の施設の管理を委託しているものの

出納その他の事務の執行で当該委託に係るものについての地方自治法（昭和22
年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約に基づく監査
については、なお従前の例による。

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第62号

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例

北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改
正する。

別表5の項及び6の項中「第4条第1項第3号」を「第4条第1項第6号」に、
「同項第4号」を「同項第7号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第63号

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北海道道路占用料徴収条例（昭和45年北海道条例第28号）の一部を次のように
改正する。

第2条第2項第3号中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸
施設整備支援機構」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道道路占用料
徴収条例の規定は、平成15年10月1日から適用する。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第64号

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条中「地方自治法施行令」を「地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第375号）による改正前の地方自治法施行令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年10月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第65号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和40年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 正当な理由がないのに、刃物、鉄棒その他の人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加える器具として使用できるもの（以下「危険器具」という。）を振り回し、突き出す等危険器具を用いて通行人、入場者、乗客等の公衆に不安を覚えさせるような行為をすること。

第2条の次に次の1条を加える。

（卑わいな行為の禁止）

第2条の2 何人も、公共の場所又は公共の乗物にいる者に対し、正当な理由がないのに、著しくしゅう恥させ、又は不安を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 衣服等の上から、又は直接身体に触れること。
(2) 衣服等で覆われている身体又は下着をのぞき見し、又は撮影すること。

(3) 写真機等を使用して衣服等を透かして見る方法により、衣服等で覆われている身体又は下着の映像を見、又は撮影すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、公衆浴場、公衆便所、公衆が使用することができる更衣室その他公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態である場所における当該状態の人の姿態を、正当な理由がないのに、撮影してはならない。

第9条の次に次の1条を加える。

（ピンクビラ等の配布行為等の禁止）

第9条の2 何人も、公共の場所において、性的好奇心をそそる、人の裸体、下着姿、水着姿、制服姿等の写真若しくは絵又は文言等を掲載し、かつ、電話番号等の連絡先を記載したビラ、パンフレットその他の物品であって、人の性的好奇心に応じて人に接触する役務の提供を表し、又は推測させるもの（以下「ピンクビラ等」という。）を、不特定の者に配布してはならない。

2 何人も、公衆電話ボックス内、公衆便所内その他公衆が出入りする建築物内又は公衆の見やすい屋外の場所にピンクビラ等を表示し、又は配置してはならない。

3 何人も、正当な理由なく人の住居又はホテル若しくは旅館の客室にピンクビラ等を配り、又は差し入れてはならない。

第10条中「第2条第1項第2号」を「第2条の2」に改める。

第11条中「第2条第1項第1号若しくは第2項」を「第2条」に、「第9条」を「第9条の2」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（両罰規定）

第11条の2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条（第9条の2に係る部分に限る。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、20万円以下の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成16年1月1日から施行する。